



22号 令和3年8月25日

<学校教育目標>

ともに伸びる

校長だより

呉市立市阿賀小学校
安宗 誠



「まん延防止重点措置」を受けて 本校でどう取り組む？

1 児童の登校

*児童の登校受け入れは7時30分から（7時30分までは校舎内に入れない。）。

2 健康観察

*7時30分から各階のトイレ前で、各学年の健康観察実施（健康観察カード受付）。

*健康観察をパスしない児童は、自分の教室には行けない（ユウカリ広場で健康チェック）。

*児童、同居家族が風邪様症状の場合は登校不可。

*家族がPCR検査を受け結果が出るまでの間、同居児童も登校を控えるよう、協力要請。

3 授業等

*対面形式・一斉授業で行う。

*児童機の距離・間隔を1m以上空ける。児童機が床の印に合っているか常にチェックする。
（児童機はオープンスペース3分の1から2分の1くらいまではみ出すくらいの空け方で）

*学級の枠を解いた形式の授業は当面行わない。

*各教科等での禁止事項

1m以上距離を確保しないままでの向かい合いながらの活動（すべての教科等で）、接触のある活動（体育等）、吹奏楽的な活動・響き渡る発声での歌唱活動（音楽等）、1m以内での実習・実験・観察（理科、家庭科等）、共同制作（図工等）等

*その他の教育活動

・たてわり掃除を当面実施せず、学級単位での掃除とする。

・参観日は当面設けない。

・クラブ活動を当面実施しない。委員会活動も実施しないが、常時活動は継続する。

・学習発表会やもちつき大会の実施の有無・実施する場合の方法については現時点では保留。

4 校内での生活

*児童相互の身体接触禁止。

*児童の配り係禁止、配布物の児童から児童への順送りの手渡し禁止。

*屋内外を問わず、児童間の距離が1m以内の集合・整列・順番待ちの禁止。

*無言給食（残らないように配り、おかわりなし）・無言移動

*トイレ後、外遊び後、体育の授業後、図書室利用後、給食前後の確実な石鹸・手洗いの確実な実施。給食当番の配膳前石鹸・手洗い後のアルコール消毒の確実な実施。